

新型コロナウイルス感染症に係る 「住居確保給付金のしおり」内容の一時的な変更について

当面の間、感染状況や就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性を勘案し、以下のとおり内容を一時的に変更いたします。

1 P.3「住居確保給付金の申請をするために必要なもの」及びP.4「住居確保給付金の申請から決定まで」

新型コロナウイルス感染症における感染状況や就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性を勘案し、当面の間、一時的にハローワークへのインターネットでの仮登録をもって正式な求職の申し込みとみなします。仮登録日及び仮登録番号をお知らせください。

2 P.7～「住居確保給付金受給中の義務」

新型コロナウイルス感染症感染防止等の観点から、毎月4回以上のくらしとしごとサポートセンター支援員との面接は、電話による状況確認とします。

また、就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性を勘案し、当面の間、一時的に、ハローワークへの毎月2回以上の職業相談及び週1回以上の求人先への応募・面接については要件を緩和し、自主的な就職活動を行っていただいたうえで、くらしとしごとサポートセンター支援員から、活動状況について電話により確認させていただくこととします。

◆その質問事項等につきましては、以下までお願いします。

奈良市くらしとしごとサポートセンター

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

TEL：0120-372-310